

令和4年8月9日

報道機関 各位

枚方市提供

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当所得状況届の提出書類の相違について

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当所得状況届（現況届）については年に1回、毎年8月に受給者に提出を求めています。

令和4年度分については令和4年8月1日付で対象者に通知を行いましたが、現況届以外の提出書類について、誤って必要のない所得証明書の提出を求めています。

この度、対象者にお詫びするとともに訂正文を送付しましたので、下記のとおりご報告します。

今後、適正な事務執行を行い、再発防止に努めてまいります。

## 記

### 1. 概要

令和4年8月1日付で発送した「特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当所得状況届（現況届）の提出の関するご案内」を送付した対象者からの問い合わせで判明したものです。

### 2. 経過及び対応

令和4年8月1日 「特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当所得状況届（現況届）の提出の関するご案内」の通知（特別障害者手当665名、障害児福祉手当271名、経過的福祉手当9名 合計945名）を発送。

8月4日 市民からの問い合わせにより誤って所得証明書の提出を求めていることが判明。

8月5日 お詫びと訂正を文書で対象者に発送。

### 3. 再発防止

令和4年8月1日付発送の通知文は業務システムから印刷したもので、設定を変更することにより、再発防止策を講じます。

<問い合わせ>

健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

☎：072-841-1152、ファクス：072-841-5123